様式 第１号

請負代金額変更請求書

令和　　年　　月　　日

池田町長　様

請負人 住所

氏名　　印

工事名 ：

工 期 ：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

賃金水準又は物価水準の変動により上記建設工事に係る請負代金額が不適当となったと認められますので、その変更を請求します。

記

対象となる資材の品目

注 対象となる工事材料の品目については、「鋼材類」、「燃料油」 又は 「その他工事材料」のうち該当するものを記載すること。

様式 第２号

年　　月　　日

請負代金額の変更の対象材料計算総括表（燃料油）

池田町長　　様

請負者　商号又は名称
代表者氏名　　印

　　年　　月　日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、次のとおり資料を提出します。

工事名

品目	規格	単位	数 量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した建設機械	使用目的	証明の有無	備考

注 1 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付のうえ、併せて監督員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載のうえ、その算出根拠を記載した書類を提出すること。

注 2 対象材料は、品目ごと及び購入年月ごとにとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。ただし、同一の品目で同一年月日でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。

　また、当該品目が同一月で複数のエ種や機械で使用されている場合、監督員よりエ種や機械ごとの内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

様式第３号

各種資機材の材料証明書

工事名	
請負者	

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費のうち燃料費						
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元

※表に記載された数量金額等について証明できる書類を添付すること。

様式第４号

建設機械の貸者自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表

工事名	
請負者	

建設機械名・規格		機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所	

運搬車両				運賃													
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	×（	特大品	＋	悪路	＋	深夜早朝	＋	冬季割増	）＋	地区割・その他	＝	合計
	（t 積）	（km）	（t）													

様式第５号

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表

工事名	
請負者	

建設機械名・規格		機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所	

運搬車両				運賃													
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	×（	特大品	＋	悪路	＋	深夜早朝	＋	冬季割増	）＋	地区割・その他	＝	合計
	（t 積）	（km）	（t）													

様式第６号

仮設材（鋼材・Ｈ型鋼・覆工板）の運搬にかかる運搬金額計算総括表

工事名	
請負者	

建設機械名・規格		機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所	

運搬車両				運賃													
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	×（	特大品	＋	悪路	＋	深夜早朝	＋	冬季割増	）＋	地区割・その他	＝	合計
	（t 積）	（km）	（t）													

様式 第７号

令和　年　月　日

請負代金額の変更の対象材料計算総括表（鋼材）

池田町長　　様

請負者　商号又は名称
代表者氏名　　印

令和 年 月 日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、次のとおり資料を提出します。

工事名

品目	規格	単位	数 量	購入単価	購入金額	購入先	搬入年月	使用工種	証明の有無	備考

注１ 購入先、購入単価、購入数量等のを証明出来る資料（納品書等）を添付のうえ、併せて監督員に提出すること。

注２ 対象材料は、品目ごと及び搬入年月ごとにとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。ただし、同一の品目で同一年月日でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。

様式 第8号

令和　　年　　月　　日

請負代金額の変更の対象材料計算総括表（その他工事材料）

池田町長　　様

請負者　商号又は名称
代表者氏名　　印

令和　　年　　月　　日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、次のとおり資料を提出します。

工事名

品目	規格	単位	数 量	購入単価	購入金額	購入先	搬入年月	使用工種	証明の有無	備考

注１購入先、購入単価、購入数量等のを証明出来る資料（納品書等）を添付のうえ、併せて監督員に提出すること。

注２ 対象材料は、品目ごと及び搬入年月ごとにとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。ただし、同一の品目で同一年月日でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。